

2021年度町田市教育委員会

第10回定例会会議録

1、開催日 2022年1月7日

2、開催場所 第二、三、四、五会議室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一  
委 員 後 藤 良 秀  
委 員 森 山 賢 一  
委 員 井 上 由 奈  
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

5、出席事務局職員

学校教育部長	石 坂 泰 弘
生涯学習部長	佐 藤 浩 子
教育総務課長	田 中 隆 志
教育総務課新たな学校づくり担当課長	小 宮 寛 幸
指導室長	小 池 木 綿 子
(兼) 指導課長	
施設課長	平 川 浩 二
保健給食課長	押 切 健 二
保健給食課担当課長	武 藤 正 道
生涯学習総務課長	江 波 戸 恵 子
生涯学習総務課担当課長	西 久 保 陽 子
市民文学館担当課長	野 澤 茂 樹
(町田市民文学館長)	
書 記	大 河 内 和 歌 子
書 記	馬 目 拓 実
書 記	阿 部 榛 果

速 記 士

帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案、臨時代理報告及び結果

議 案 第 27 号	町田市教育委員会児童生徒表彰について	原 案 可 決
議 案 第 28 号	つくし野地区・南つくし野地区統合新設小学校における学校候補地 の変更について	原 案 可 決
議 案 第 29 号	町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則 について	原 案 可 決
議 案 第 30 号	町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議 案 第 31 号	町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議 案 第 32 号	町田市立自由民権資料館条例施行規則の一部を改正する規則につい て	原 案 可 決
議 案 第 33 号	町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
臨時代理報告第6号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告につい て	承 認

7、傍聴者数 名

8、議事の概要

○教育長 開会前に、本日は報道機関1社から事前に録音の申請がございました。この1社のみ録音を許可しておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は関根委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。

日程第3、臨時代理報告のうち、臨時代理報告第6号は、個人情報にかかわる案件であることから、非公開とさせていただいて、日程第5、報告事項終了後に、一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、私からは、前回の定例会から年末年始の休日を含みまして期間が短かったものですから、行事等への出席にかかわる特段の報告はございません。

次に、委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 2022年の幕あけとともに、新規感染者は著しく増加し始め、健康、そして生活や教育活動への影響を大変心配しているところです。しかし、この状況に負けずに、感染対策をしっかりとし、医療の力にも頼って、この難局をたくましく乗り越えていくことしか今はないだろうと思いますので、力を合わせて進んでいければと思っています。

この間の活動報告は特にないのですけれども、次期町田市教育プランについて考える機会がありましたので、そのことを少しお話しいたします。

現在の2019-2023の教育プランは、折り返しを過ぎ、残り2年となりました。予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける中であっては、施策の実現にしっかりと努力してきていると思っております。

しかしながら、コロナ禍で実現が困難となった施策、2024年以降に実現すべき施策、レベルを高めるべき施策があるというのも事実です。次期教育プランの構想に当たっては、現プランの施策を評価・改善するとともに、現状の課題分析や、Society5.0、あるいは予測困難な時代の教育を提案している「令和の日本型学校教育」などもよりどころにしながら検討することになると思います。いずれにしても幅広く多様な視点から、次期教育プランを検討して作成していく必要があるのではないかと考えています。

いましばらくはコロナ禍でしょうが、アフターコロナの明るい未来を見据えて、町田の教育を創造し、子どもたちや市民の皆さんに希望をもたらすことのできる教育のあり方、

教育プランを目指していきたいと考えています。今後の取り組みをどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**○関根委員** 今回は教育委員としての活動があまりありませんでしたので、教育委員として思うこと、また、それ以外の立場からお話をさせていただきます。

12月17日には、金井中学校3年生を対象に毎年行われている移動式プラネタリウムの授業がありました。これは地域に住むサイエンスプロデューサーの方のご協力により、移動式プラネタリウムを設置して天体や星座について学ぶというものです。教科書でも中学3年生の2学期に天体の分野について学習しますので、金井中学校では毎年恒例の授業となっています。

理科の先生との綿密な打ち合わせを行い、当日はその日の星座、日の入り、日周運動、自転・公転などを中心に、地球から見た星座と違う場所から見た星座の見え方、日食・月食について、太陽系の惑星の公転軌道などについて、プラネタリウムドームを使ったわかりやすい説明で生徒たちも大喜びでした。

町田市にはプラネタリウムはなく、子どもたちが星座に触れる機会も少ないので、このような体感できる天体学習が必要だと思ひます。今現在、町田市内の小・中学校でも、ぜひ導入したいという声も多くなっており、実際、徐々に広がっております。

12月19日には、令和3年度東京都地域学校協働活動推進フォーラムに参加してまいりました。これは東京都教育委員会が主催し、子どもたちの教育環境を豊かにする学校運営協議会と地域学校協働活動の取り組みについて改めて考えるというものです。私は東京都からピックアップされた3地域のうち、町田市の代表として実際の取り組みをご紹介させていただきました。

学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的推進という課題を踏まえつつ、学校運営協議会や学校関係者、行政職員、統括コーディネーター、地域コーディネーターが、現状や課題についての理解を深めるために、各地域の実情に応じた話し合いが行われました。また、第2部の分科会では、コミュニティ・スクールの導入について、地域を超えて、さまざまな地域の方々と有意義なお話ことができました。

町田市は、東京都の中でも、この分野においてはとても先進的な立場にあります。それは町田市教育委員会から委嘱されているボランティアコーディネーターの存在があるからです。そのVCの方々がそれぞれの地域で、学校と地域をつなぎ、コミュニティ・スクー

ルの中心となったださっていることがとても大きいのだと思います。今後は町田市の誇るこのすばらしいシステムを中心として、学校と地域が1つになり、何よりも子どもたちのためにスムーズなコミュニティ・スクールへの導入ができることを願っています。

1月2日には箱根駅伝がありました。私が注目していたのは町田市出身の選手です。往路4区では、南中学校出身で、早稲田大学の石塚選手が6位になり、堺中学校出身で、創価大学の嶋津選手が見事、区間賞を取りました。実はこの区間賞を取った嶋津選手は、町田市出身のパラリンピアンの鹿沼さんと同じく夜の視界が極端に狭くなる病気を持ちながらも頑張っている選手です。町田市出身の若い選手たちがこうやって活躍してくれることは、今の子どもたちにとってもとても励みになり、また、憧れの存在となることで、将来にも影響が出てくるのではないかと思います。私たち市民にとってもとてもうれしいことなので、今後も応援していきたいと思っています。

私からは以上です。

**○教育長** そのほかにいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第27号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

**○学校教育部長** 議案第27号「町田市教育委員会児童生徒表彰について」、ご説明いたします。

本件は、他の模範となる行いをした児童・生徒または芸術、文化、スポーツなどの分野で活躍し、優秀な成績をおさめた児童・生徒を、町田市教育委員会児童生徒表彰規程に基づき、表彰するものでございます。

1枚おめくりください。

表彰候補者一覧でございます。今回は個人対象が66件、団体対象が5件でございます。

内訳といたしましては、「人命救助・伝統文化の継承活動」が13件、「有益な発明、工夫考案」が5件、「優秀な成果（スポーツ）」が50件、「優秀な成果（文化）」が3件でございます。合計71件となります。

説明は以上でございます。

**○教育長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第27号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第28号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明をいたします。

○学校教育部長 議案第28号「つくし野地区・南つくし野地区統合新設小学校における学校候補地の変更について」、ご説明いたします。

本件は、新たな学校づくり推進計画において、現在学校が設置されていないつくし野セントラルパークを学校候補地としていたつくし野地区・南つくし野地区について、「町田市住みよい街づくり条例」で地区街づくりプランの変更に必要な区域内の地区住民等の多数の合意が得られないと確認できたことから、次点としていたつくし野小学校を当該地区の学校候補地に変更するものです。

1枚おめくりください。

まず初めに、変更内容についてです。

つくし野地区・南つくし野地区の学校候補地を、つくし野セントラルパークから、次点としていたつくし野小学校へ変更いたします。

なお、つくし野セントラルパークについては計画上から削除することといたします。

次に、当該地区の統合スケジュールについてです。

基本計画検討着手年度は2030年度、新校舎使用開始年度は2036年度で、新たな学校づくり推進計画からの変更はございません。

なお、新しい学校は、現在のつくし野小学校の校舎を解体し、新しい校舎を建てることを計画しております。そのため、2033年に南つくし野小学校の校舎を活用して統合校を設置します。その後、2036年に現在のつくし野小学校の位置に建設する新校舎へ移る予定でございます。

最後に、今後の周知についてです。

本件につきましては、市のホームページや「広報まちだ」に加え、新たな学校づくり通信を発刊し、対象となる地域の保護者やお住まいの方に周知を図ります。

説明は以上です。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○後藤委員 候補地がつくし野小学校に変更になる。当初から「(○)」というふうに括弧つきのマルがついているということは、候補地の一つとしても考えていたのだと思うのですが、その学校を壊して、そこに新たな学校を作るといふときに、その学校は、どんな特色を持ち、利点を備えた学校になり得ることが予定されているのでしょうか。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 つくし野セントラルパークを候補地としていたところを、次点としていたつくし野小学校ということにさせていただきました。つくし野セントラルパークが削除されるということで、南つくし野小学校、つくし野小学校の2つの学校候補地のうちのどちらがよいかという視点でのお話になるかと思えます。

つくし野小学校と南つくし野小学校について、土地として比較してみた場合の優位な点としましては、まず、つくし野小学校のほうが2,000平米弱ほど広いことが挙げられます。また、用途地域の話で、つくし野小学校は容積率が150%なのに対して、南つくし野小学校が100%であり、容積率が50%高いため、延べ床面積がより広い建物が建てやすいです。また、土地の形状が整形である。なるべく四角形に近い形であるとか、そもそも土地に高低差がないことなどから、平地の中でゆとりある教育環境の整備がここではできるのではないかと、まず土地の視点としては優位であると考えているところでございます。

○井上委員 2033年度に、つくし野小学校の子どもたちが南つくし野小学校に一度引っ越しというか、校舎を使用するということなんですけれども、クラス数は足りるのでしょうか。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 2033年度で両校を統合した場合の想定児童数と通常学級数でございますが、想定では736人、24学級と見ております。現在の南つくし野小学校の学級数も24学級ですので、今の状態であればそのまま入り切ると見ております。

なお、35人学級化に伴って、南つくし野小学校は2025年度までに教室不足が想定をされることから、2024年度に校舎の増築を行い、通常学級を26学級まで対応していくことも今の前提では計画しておりますので、そういうことも含めると、2033年度に統合しても大丈夫かと思っております。

○関根委員 新しく作られるつくし野小学校の環境についてですけれども、周りにとても自然が豊かと聞いているのですが、その辺のこともプラスに加味してよろしいのでしょうか。



○**施設課長** つくし野小学校の環境につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、校地の中に林がありまして、緑が豊かな環境にあります。これから新しく作る学校につきましては、その地形や環境を生かしまして、ビオトープをつくったり、校庭の芝生化を行ったりということで、自然に触れ合う機会とか、それを学習に生かせるような、またそういった学校づくりができると考えております。

○**教育長** そのほかいかがですか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第29号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明をいたします。

○**学校教育部長** 議案第29号「町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、中学校給食において牛乳等の食物アレルギー対応を開始することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

1枚おめくりください。

改正の内容は2点あります。

1点目といたしましては、第6条に牛乳等を除去した学校給食等を提供した場合の学校給食費等に関する規定を加えます。

2点目として、第7条に牛乳等を除去した学校給食等の提供をすることにに関する規定を加えます。

施行期日は令和4年4月1日といたします。

説明は以上となります。

○**教育長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第29号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

か。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第30号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明をいたします。

○学校教育部長 議案第30号「町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について」、ご説明いたします。

本件は、永年にわたり学校医等として学校保健の進展に寄与され、その功績が顕著な2名を、町田市教育委員会職員等表彰規程第2条の規定に基づき、表彰するものです。

また、多年にわたり学校医等として学校保健の向上に尽くされた7名に、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第3の規定に基づき、感謝状を贈呈するものです。

対象者は1枚めくっていただいた資料のとおりとなります。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次の議案第31号、第32号及び第33号につきましては、全て押印の廃止に関する規則改正の議案でございますので、一括してご説明させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、この3件の議案について、生涯学習部長からご説明をいたします。

○生涯学習部長 議案第31号、議案第32号、議案第33号についてご説明いたします。

本3件の議案につきましては、全て押印の見直しに伴い、申請書等への押印を廃止するため、規則を改正するものでございます。

初めに、議案第31号「町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」  
でございます。

1枚おめくりください。

改正の内容といたしましては、申請様式から押印欄を削ります。その他文言の整理を行います。

施行期日は公布の日からといたします。

なお、第15号様式及び第16号様式以外は、押印欄を削る改正のみを行うため、新旧対照表の添付を省略しております。

1枚おめくりください。

第1号様式、第6号様式、第8号様式から第14号様式まで及び第17号様式から第25号様式までの規定は、押印欄を削ります。

第15号様式及び第16号様式以外は、押印欄を削るほか、文言の整理を行います。

次に、議案第32号「町田市立自由民権資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」  
でございます。

1枚おめくりください。

改正の内容といたしましては、申請様式から押印欄を削ります。その他文言の整理を行います。

施行期日は公布の日からといたします。

1枚おめくりください。

第2号様式から第4号様式までの規定は、押印欄を削るほか、文言の整理を行います。

次に、議案第33号「町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」  
でございます。

1枚おめくりください。

改正の内容といたしましては、申請様式から押印欄を削ります。その他文言の整理を行います。

施行期日は公布の日からといたします。

なお、押印欄を削る改正のみを行うため、新旧対照表の添付を省略しております。

1枚おめくりください。

第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定は押印欄を削ります。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの3件の議案についての説明に関しまして、何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第31号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第32号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

最後に、議案第33号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第4、協議事項に入ります。

協議事項(1)「統合新設校の学校名選定基準(案)について」を協議いたします。本件については担当者からご説明を申し上げます。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 「統合新設校の学校名選定基準(案)について」、ご説明申し上げます。

学校統合を伴う新たな学校づくりにおいては、学校名の選定について検討が必要となります。本件は、学校名を円滑に選定するための統合新設校の学校名選定基準(案)について協議をお願いするものでございます。

1「目的」でございます。本基準は、円滑に統合新設校の学校名を選定するために定めるものでございます。

2「基本方針」でございます。学校名を選定するに当たっての基本的な方針は(1)から(4)に挙げるとおりと考えております。

(1)が地名を大切にすること。地域内の川、山、丘、旧跡等も含むと考えております。

(2)が難しい漢字は使わず、読みやすく、わかりやすいものとする。常用漢字の範囲であるとか、小学校低学年にも読みやすい名称とすることを考えております。

(3)が長い学校名とならないようにする。漢字の文字数とか音の数で極端に長いもの

にならないようにすることを考えています。

(4) が今の学校を閉校して統合新設校を設置するため、今の学校名そのものは使用しないこととする。ただし、今の学校名が地名の場合は使用できることとする。

今の学校名を使用しないという部分についてでございますが、現在の学校名を使用することは、一方の学校に吸収されたという思いを持つ方がいることから、町田市を含め、他の自治体でも、合併となる学校の校名は、どちらも使用しないとしている例は多くございます。その一方で、学校所在地の地名を冠している学校名の場合は、そのまま使用するとした事例も多くあります。

町田市の新たな学校づくりでは、学校候補地を、通学のしやすさやゆとりある教育環境の整備といった視点で選定しており、フラットな視点で、当該地区に新しい教育環境の学校を設置することを考えております。このようなことから、学校名についても地名を大切にしながら、新しい学校名にしていきたいと考えているところでございます。

また、新しい学校名は、アンケートを実施して、そこで寄せられた校名の中から選定をしたいと考えております。アンケートを実施するに当たり、回答者によってアンケートの解釈が変わらないようにすることからも、選定基準を明確にしたほうがよいと考えているところでございます。

なお、地名以外の今の学校名そのものの使用はしないということを考えているものの、学校名の一部の使用については認めたいと考えております。また、その組み合わせも自由としたいと考えております。

例示でございますが、本町田地区の場合ですと、町田第三小学校、本町田東小学校、本町田小学校の3校がございしますが、地名である「本町田」という言葉の使用は可能とする。また、「本町田」、「東」、「町田」、「第三」等の文字の一部の使用やその組み合わせは可能としたいと考えているところでございます。

3「選定方法」でございます。学校名につきましては、以下の手順を踏まえて選定・決定をしたいと考えております。

まず初めに、「アンケートの実施」でございます。統合対象校の児童・生徒、保護者、教職員、地域の住民の方から広く学校名を集めるために、アンケートを実施したいと考えております。

次に、「学校名の絞り込み及び広報」でございます。アンケートで寄せられました学校名を、基本計画検討会で3案程度に絞り、その結果を広報したいと考えております。

次に、「基本計画検討会における意見整理・報告」でございます。広報に対して寄せられました意見を基本計画検討会で整理し、その結果を教育委員会にご報告したいと考えております。

4番目の手順としまして、「教育委員会による選定」でございます。基本計画検討会からの報告を踏まえて、教育委員会において報告された複数案の中から学校名を選定し、2023年6月の議会に上程し、議決を得たいと考えているところでございます。

最後に、4「統合を伴わない新たな学校の学校名について」でございます。学校名を変更するか否かにつきましては、基本計画検討会で検討していきたいと考えております。学校名を変更する場合につきましては、本基準に準じて選定をすることと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** 以上で説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問、ご意見などございましたらお願いをいたします。

**○井上委員** 質問ですが、2「基本方針」の(4)「今の学校名が地名の場合は使用できることとする」。これに該当する学校を具体的に教えてください。

**○教育総務課新たな学校づくり担当課長** 学校名に今、地名を使っている学校がどれぐらいあるかという質問だと思います。

小学校につきましては、42校中21校が地名を使用しているところでございます。南大谷、藤の台、本町田、つくし野、小川、成瀬台、鶴間、高ヶ坂、南成瀬、南つくし野等、その所在地の名称を使っている学校が多くございます。

中学校につきましては、20校中9校が使用しております。例えば南大谷、成瀬台、南成瀬、旧跡でございますが薬師、あと真光寺などが挙げられます。

また、所在地の地名だけではなくて、そのあたりの周辺の地域も含めてという意味で考えると、例えば小野路町にありますけれども、鶴川という地域にあるということで、鶴川中学校とか、あと南中学校も当たります。堺中学校も、堺という地名はございませんが、昔そのあたりが堺村と言われたところからつけられているという経緯があるかと思っております。地名をベースにした学校名は多くございます。

**○後藤委員** 今のご説明を聞くと、地名のついた学校名は残していいというように捉えることができると思うのです。残すというのではないとはいえ、それが新しくリボンとい

うか、生まれ変わったんだということで、学区の地名がついた学校はそのまま残る。

一方、もともと地名のついていなかった学校は対象外となって、使ってはいけないという論なんですけれども、地域の住民の方、特に学校関係、学校を大切に守ってきた方々からすると、学校名というのは長い歴史を背負って、その方々にとって、その地域にとっては本当に大切なものだと考えます。

当然学校名は決めなければならないわけですから、合意をして決定していくことが大切だと思っています。でも、その合意の中には、例えばナンバーがついている学校であろうとも、歴史があって、それが2つから3つの学校などがくっつく場合に、そこで歴史のある名前を残していこうというご意見も、当然出てくるであろうということも予測できることです。

そういうような話し合いとか、考えとか思いを出し合って、地域の方々とか保護者、あるいは教職員などが、新しい学校に夢を持って名前をつけていくということが重要なんだと思うのです。そうした場合に、最初から限定し過ぎて、もうダメなんだというような論で考えてくださいという基本方針のあり方は果たして受け入れられるかどうかということです。私はもう少し弾力的に考えていいのではないかと考えるので、この点はもう少し検討してほしいというのが意見です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で協議を終了いたします。

それでは、本協議事項につきましては、お手元に配付させていただいた資料をもとに、ただいまいただきました委員の皆様からのご意見を反映し、文言等を調整した上で、よく検討し、次回の教育委員会に議案として上程させていただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で協議事項を終了いたします。

次に、日程第5、報告事項に入ります。

本日の報告事項は3件ございます。

まず報告事項(1)について、担当者から報告をさせていただきます。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 報告事項(1)「新たな学校の運用体制(案)について」、ご説明申し上げます。

学校統合等を契機とした新たな学校施設環境の整備や、学校と地域・保護者が協働して子どもたちを育てる学校づくりを推進するため、2021年5月に町田市新たな学校づくり推進計画を策定しております。この推進計画に基づき、新たな学校をみんなが集う地域拠点とするとともに、教員が教育活動に専念できる環境とするため、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）を活用した新たな学校の運用体制について検討してまいりますので、このことをご報告させていただきます。

1枚おめくりください。A3判の別紙資料になります。

資料内に星印をつけた番号がありますので、そちらをご紹介しながらご報告をさせていただきます。

初めに、左上にある星印の1「新たな学校の運用体制（案）」の概要でございます。

この運用体制（案）は、新たな学校を地域の拠点とするに当たり、みんなが集う要素を、教員の負担を軽減しながら追加するとともに、少子高齢化による地域人材の減少にも対応する。あわせて、教員が教育活動に専念できる環境にする取り組みでございます。

具体的には今あるコミュニティ・スクールに、PPP（官民連携）を活用することで、学校でできることの幅を広げ、子どもたちだけでなく、大人も集まる仕組みをつくるというものでございます。資料の上段、中ほどにある星印2はそのイメージ図となります。

続いて、表の中段、左にある星印3「運用体制模式図」でございます。図の上段がコミュニティ・スクール、下段がPPPで新たに導入を考えている部分です。

図の真ん中に「パートナーシップ」と書いてある両矢印がございます。ここがコミュニティ・スクールとPPPの連携を示す部分でございます。

民間との連携を図る分野としては、主に4つの領域を考えております。模式図では点線で囲んだ4つの項目になります。

1つ目の枠囲みは「子どもの教育活動の幅を広げる事業の展開」です。

資料の下段、星印4、5で示すとおり、ボランティアコーディネーターなどから構成する地域学校協働本部と民間が連携することで、学校教育でできることの幅を広げたい。例えば授業で習ったことを実践する特別講座や、「まちとも」と連携した遊びと学びの展開、部活動の種目をふやしたり、専門のコーチによる活動の強化などの展開を考えております。

次に、2つ目、3つ目、4つ目の枠囲みは、建物の管理に起因する部分になります。点線の枠囲みの一番下で、「建物全体の維持管理」をまず民間に任せる。この建物管理には日常的な維持管理や用務員による維持管理も含めたいと考えているところでございます。



また、学校教育で使用していない時間帯は、学校施設を地域開放区画として使用する。さらに、地域開放区画で民間が自主事業を展開することで、地域活動の活性化事業を展開する、このような運用を考えております。この部分については星印の6でご紹介をさせていただきますが、地域の人が使うことを前提とした施設整備を行うことで、時間帯によってセキュリティラインを変える。このようなことをすることで、教員が教育活動に専念できる環境を整えるとともに、施設のさらなる活用を展開し、学校に人が集まる仕組みをつくっていきたいと考えております。

資料の右上、星印の7をご覧ください。担当では、このような運用体制を民間との契約で位置づけをしていきたいと考えております。そしてこの運用体制のうち、ボランティアコーディネーター等の連携による教育活動の幅を広げる部分については、新設校だけではなく、既存校にも水平展開をしていきたいと考えております。

その一方で、星印8にあるように、この運用体制の実現に向けて、どのような民間事業者を引き受けてもらえるのか。また、どうすれば民間事業者にメリットがある取り組みとなるのか。また、施設の利用に地域や民間ではどのような需要があるのかなどの課題がございます。

このような課題を解決しながら、星印9で示すように、2040年度のイメージとして、地域の特色が出せるよう、地域ごとにまとめ、学校、民間、地域それぞれが得意なところを生かし合える持続可能な運用を目指していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などございますでしょうか。

○井上委員 星印の3「運用体制模式図」で「PPP」の「民間等」という四角の一番下に「建物全体の維持管理」という言葉があります。建物の管理というのは用務員さんが担っているようなイメージで、先生方にどんなご負担がかかっているのかというのが保護者からはあまり見えない部分なのですが、具体的にどのような管理をされているか教えてください。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 建物の維持管理の部分に先生方がどのように関わっているかというご質問だと思います。

学校保健安全法の中では、「学校環境の安全の確保」ということで、「校長は、当該学校の施設又は、設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講

ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」という規定がございます。

「その改善を図るために必要な措置を講じ」という部分については、校長先生がじかにやるわけではなくて、用務員さんを初め、学校の先生も含めて、危険な箇所がないかどうかという日常の点検とか、何か支障があれば、自分たちでもできるものは直すとか、それができない場合には、事務局のほうに連絡をして修理をしてもらうとか、維持管理に関してのいろいろな事務がございます。

またそれ以外にも、学校開放の中で、例えば町内会・自治会が体育館を使いたいとか、特別教室を使いたいとおっしゃった場合には、その利用に応えるために、その時間帯に学校に出向いて鍵をあけて待っていると、いろいろ細々（こまごま）としたものが学校の先生に負担になっているのが実情でございますので、そういうところも含めて民間にお願いすることで、学校の先生方の負担を軽減することができればいいかなと考えているところでございます。

**○井上委員** もう一点よろしいですか。星印の8「実施の課題」の一番右側の吹き出しで、「特別教室はどれぐらい使ってもらえるのかな？」というところですが、まず、特別教室がどういうものを指しているのかと、現在の利用状況を教えていただきたいです。

**○教育総務課新たな学校づくり担当課長** 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則で決まっておりますけれども、まず特別教室の開放ということで、特別教室とは何かというところですが、具体的には多目的室、ランチルーム、音楽室、家庭科室、理科室、図工室、ミーティングルームなどが挙げられます。

ただ、この部屋を貸し出している学校は、本町田小学校、木曽境川小学校、鶴川中学校、小山ヶ丘小学校の4校に限定されております。この4校全てがこの多目的教室の全てを貸し出しているわけではないということで、学校ごとに貸し出す部屋の種類が違っております。実際の利用率としましては、年間で10%を下回るということで、あまり利用されていないという実態がございます。そのため、特別教室の開放をすればいいというだけではなくて、どのように開放するのが利用者の方にとって一番よい形になるかを探っていく必要があるということで、課題として挙げさせていただいているところでございます。

**○関根委員** 今、井上委員がおっしゃった星印の3「運用体制模式図」のところですが、「民間等」の点線で囲んだ一番上に「子どもの教育活動の幅を広げる事業の展開（学校やVCとの連携）」とあります。今現在は各学校のVCさんが中心となって展開をしているわ

けでございますが、このPPPを適用されて、企業の人が入ってきますと、具体的にはどのようなイメージになるのでしょうか、教えてください。

**○教育総務課新たな学校づくり担当課長** ボランティアコーディネーターさんと民間事業者との連携の部分になると思います。

民間事業者がボランティアコーディネーターさんにかわって、そのような役務を担うというものではなくて、ボランティアコーディネーターさんを中心にさせていただいて、その方の支援をさせていただく。現状ですと、ボランティアコーディネーターさんの個人の力量という言い方は失礼かもしれませんが、個人ごとの人脈等を通じて、いろいろな活動をされている実態があると思います。そのようなところは、地区によっては活動の幅の差にあらわれてくると思いますので、そういうことが埋められるように、また、民間ならではのパイプを使うことによって、学校がやりたいいろいろなことを、民間のほうからのラインで、実現に向けて支援をさせていただくとか、そのようなことができるのではないかと考えております。

**○後藤委員** この考え方や運用体制は、私は校長をやっていたので、学校の管理職の立場から見れば非常に期待に胸膨らむ案です。建物全体の維持管理を専門の業者が入ってやってくれる。あるいは地域開放についても業者が中心になって運営してくれる。この点が、学校の教職員、主に管理職が中心になっていたのですが、そこの仕事からほぼかわっていくとか、移行することになれば、本当に教育活動とか子どもの教育そのものにしっかり向き合っていけるような時間や空間を含めた余裕が出てくるはずだと思います。

働き方改革でいろいろ工夫して、町田市も先導的にやっていただいたことは大変効果があるのですが、その辺のところは難しかったですね。どうしても責任ある立場である以上、休みであろうとも、地域の方が会合を開くのであれば、そこに出てきて対応しなければならない。そのようなことも含めて軽減になれば、非常に効率的だと思っています。

実際これが運用されるのは、新たに学校ができて、スタートした時点からできるのか、ある程度できたときからかというのはどうなんですか。星印9「2040年」で「20年後の最終的なイメージ…」ということは、その前から導入されると考えていいのでしょうか。

**○教育総務課新たな学校づくり担当課長** 星印9で示している「2040年」で「20年後の最終的なイメージ…」というところは、この推進計画の2040年の姿として、地区ごとにまとめてということで書かせていただきましたけれども、この取り組みにつきましては、本町田地区の統合、鶴川地区のところも今実際に着手しておりますが、その学校統合が完了し

たときからこういう体制になるようにしていきたいと考えているところでございます。

○森山委員 これは児童・生徒が新たな学びを実現するための運用体制と考えてよろしいかと思うのですけれども、そうなりますと、児童・生徒が新たな学びをどのような形で実現するのかということ、この中にもう少し入れていただくことも一つの視点かなと思います。

もう一点は、先ほども課題として挙げられておりますが、「実施の課題」です。例えば「民間等」も示されておりますが、どのような形のニーズがあるのか。また、先ほどの後藤委員のお話のように、これから学校自体がある程度大きな変化があるわけですね。それに対して民間等がどのようなニーズを持っているのか、もう少し検討しながらこの中に入れ込むことが必要ではないかという感じがいたしました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（２）について、担当者からご報告をいたします。

○教育総務課新たな学校づくり担当課長 報告事項（２）「新たな学校づくり基本計画検討会の設置について」、ご説明申し上げます。

本件は、本町田地区、南成瀬地区、鶴川東地区、鶴川西地区に設置します新たな小学校４校の各保護者、地域、学校協力者、教職員で検討します新たな学校づくり基本計画検討会の設置についてご報告をするものでございます。

初めに、１「新たな学校づくり基本計画検討会について」でございます。

（１）基本計画検討会における「主な検討事項」としましては、①から③に挙げております。①「統合新設校の統合準備に関する事」、②「新たな学校づくりにおける学校の施設、設備の整備等に関する事」、③「前各号に掲げるもののほか、新たな学校づくりに必要な事項に関する事」でございます。

（２）「委員構成」でございます。統合対象となる学校ごとに、新たな学校づくり対象校の学校運営協力者の代表者、保護者の代表の方、新たな通学区域内の地域の代表の方、対象校の教職員の代表の方、その他教育委員会が必要と認める者ということで、このような方々から構成しております。

（３）「基本計画策定スケジュール」でございます。本町田地区の基本計画検討会につきましては、既に12月に立ち上げております。期間としては2021年12月から2023年1月ごろまでと考えております。

この検討会で検討する内容としましては、学校施設に関すること、通学の負担軽減・安全対策に関すること、統合時の子どもたちへの配慮に関すること、学校名に関すること、育てたい子ども像に関することなどであります。検討して基本計画報告書にまとめていきたいと考えております。

その後、2023年2月から3月ぐらいをめどに、教育委員会が検討会からの報告書を踏まえて、基本計画の策定をしていきたいと考えているところでございます。

2「第1回新たな学校づくり基本計画検討会の設置について」でございます。

(1)「日時・場所」は、第1回の検討会を、いつ、どこで設置したかという部分でございます。

(2)「主な議事」は、第1回目の議事でございます。大きく3つございまして、①「各地区の新たな学校づくりに関する基本情報の確認」、②「検討スケジュールの確認・意見交換」、③「意見募集の内容確認・意見交換」でございます。③の意見募集内容につきましては、また後ほどご説明いたします。

(3)「今後のスケジュール」でございます。これについては本町田地区を例に挙げております。別紙資料の「本町田地区 新たな学校づくり基本計画検討会・推進会 検討スケジュール」をご覧ください。

表の左列の「検討事項」は、さきに行いました保護者や地域の方の意見交換会で寄せられた意見や質問の多いものが挙げられてございます。項目としては、1「施設整備」に始まり、「通学の負担軽減」、「通学路の安全対策」、「児童・生徒への配慮」などと続いております。この検討項目に記載のない各校の教育課程の融合や教員の事前交流などは、学校が独自に行う必要があるものでございますので、別途、当該校に検討をお願いしているところでございます。

基本計画検討会では事務局で原案を作成し、検討会でその内容について意見交換をして検討を行うというスタイルを考えております。そのため、表中では、検討項目ごとに検討会と市教委、事務局になりますが、この2つのスケジュールの線を引いてございます。検討会は、地区ごとに、2021年度中に2回、2022年度は10回(？)、合計10回の開催を予定しており、2023年1月をめどに基本計画の報告書の作成を考えているところでございます。

また、表の右列にある2023年度以降についてでございますが、基本計画報告書をもとに教育委員会が策定した基本計画の進捗状況を確認する(仮称)新たな学校づくり推進会と名称しまして、当該地区の新たな学校づくりの進捗状況の確認を進めていきたいと考えて

いるところでございます。他の地区につきましても、本町田地区と同様に、このような検討をしていきたいと考えているところでございます。

1枚お戻りください。レジュメの2ページ目の3「意見募集の実施について」でございます。新たな学校づくり基本計画検討会で統合新設小学校の学校名や育てたい子ども像、歴史の継承などを検討するためには、児童やその保護者、地域住民の方のご意見を幅広くお聞きし、その内容を確認しながら検討を進める必要があると考えております。そのため本町田地区、南成瀬地区、鶴川西地区、鶴川東地区におきまして意見募集の実施をしたいと考えております。

(1)「主な質問内容」につきましては、①から④に挙げるとおりでございます。

(2)「意見募集の対象者等」でございます。対象としましては、統合対象校の児童、その保護者、新たな通学区域に居住している未就学児の保護者、統合対象校の教員、町内会・自治会、上記以外の市民としまして、例えば卒業生の方など、市内各地にお住まいになられておりますので、当該区域に関係するところなどで、広く全体に意見募集をしたいと考えております。実際の意見募集の周知・配布方法については、資料に記載のとおりでございます。

(3)「意見募集の期間」につきましては、1月26日から2月16日を予定しているところでございます。

なお、先ほどの協議事項で、学校名については、改めてまた地域の方等の意見を聞いて考える必要があるというご意見をいただいておりますので、別紙の資料の「検討スケジュール」の中の5「校名の検討」で、今年度中の1月末から「意見募集実施」と書いてありますけれども、このあたりのスケジュールの見直しをして、改めて検討させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)について、担当者からご報告いたします。

○市民文学館担当課長(町田市民文学館長) 報告事項(3)「『57577展』の開催について」、ご説明させていただきます。

文学館では、冬の展覧会といたしまして、短歌をテーマとした「57577展」を開催

いたします。本展は、お客様に参加、体験していただくことを目指しまして、作品を鑑賞するだけでなく、お客様みずからが手を動かし、頭をひねることで、短歌をより一層楽しむことができるようになっております。

文学館のほうのツイッターを利用しまして、作品を募集させていただいたり、展示室内に設けられたゲームをしながら、短歌づくりにチャレンジをしてもらったり、そこででき上がった作品を写真に撮って、ご自身のSNSに投稿してもらおうなど、展示を中心としながら、アクティブで双方向性を意識した展覧会を開催しようと思っております。

会期は1月29日から3月27日までで、観覧時間は午前10時から午後5時までとなっております。観覧料は無料です。

出品作家ですが、若手の歌人の方を中心に、岡野大嗣さん、木下龍也さん、伊藤紺さん、鈴掛真さんの作品を出品させていただきます。

関連イベントといたしましては、出品作家による記念対談やワークショップを予定しております。新型コロナウイルスの感染拡大防止を意識しまして、通常のワークショップ等は100名程度の募集ですけれども、半数程度の募集にさせていただきたいと思っております。また、今後の感染状況によりまして、開催等も柔軟に対応したいと思っております。

説明は以上です。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに、委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

**○指導室長（兼）指導課長** 現在、オミクロン株の影響もございまして、東京都における新型コロナウイルス感染者の数が急増することが考えられております。

町田市におきましては、町田市における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等への対応一覧ということでまとめたものがございまして、これに基づき、全ての学校が対応しているところでございます。

12月3日には、東京都が新たにレベル分類の措置・指標を出しましたので、こちらをつけ加えたものを再度配布しております。

また、12月21日、「冬季休業中における感染症対策の徹底について」の通知をいたしまして、児童・生徒へのチェックリスト、また保護者への周知ということで、感染症に対する

指導の徹底と周知について各学校に通知をしているところでございます。

今後の感染者数の状況に伴いまして、この対応一覧に基づきながら、各学校で児童・生徒の安全を最優先といたしまして、感染症対策を徹底した教育活動を進めてまいります。

以上でございます。

○教育長 今後の新型コロナウイルス感染症対応については、国や都が今後何らかの措置等を出されると思いますが、それに対応した町田市で既に設定しているレベルあるいはステージでの学校運営あるいは生涯学習施設の運営等を実施してまいりたいと思っております。よく気をつけて注視していきたいと思っております。

そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

休憩いたします。

午前 10 時 58 分休憩

---

午前 11 時 00 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 10 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 02 分閉会